

ファクシミリ送付のご案内

送付先:	発信元:
林弘法律事務所 弁護士 山中 理司 様	大阪市教育委員会事務局 教務部教職員人事担当 堀越
FAX番号:	日付:
06-6364-4816	2024年3月14日
電話番号:	送付枚数(送付状を含む):
06-6364-8525	3
要件:	発信元FAX番号:
令和6年2月26日付け情報提供に関して	06-6202-7053
	発信元電話番号:
	06-6208-9059

平素は大阪市教育行政の推進にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和6年2月26日付けで依頼いただきました情報提供につきまして、別紙のとおり、お送りいたします。

今後とも本市教育行政に対しまして、より一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 事件の概要

本市教育委員会は、市立 中学校教員として勤務していた原告に対し、平成 27 年 3 月 12 日に行われた勤務校の卒業証書授与式における国歌斉唱時に、上司である校長から受けた再三にわたる職務命令及び大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国家の斉唱に関する条例第 4 条に違反し、起立により国家斉唱をしなかったことを理由として懲戒処分（以下「原処分」という。）を行った。

原告は、原処分を不服として大阪市人事委員会に懲戒処分の取消しを求める審査請求の申立てを行ったが、令和 2 年 6 月 22 日に原処分を承認する旨の裁決があった。

原告はこれを不服として、本市教育委員会に対し、原処分の取消しを求めて提訴したところ、令和 4 年 11 月 28 日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの。

2 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士法人色川法律事務所に所属する弁護士ら（弁護士夏住要一郎及び弁護士加古洋輔）との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	2 点
	イ 法的な争点の難易度	2 点
	ウ 有利となる証拠	2 点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	2 点
	イ 審面作成等に要した労力	1 点
	ウ 尋問の実施に要した労力	1 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	10 点
	計算額 (5 万円 + 5 万円 × A 点 = B)	55 万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	68.75 万円

※ 本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25の率を適用する。

よって、謝金の額は687,500円（消費税別。税込額は756,250円）で文出手続きを行うこととする。

1 事件の概要

平成 27 年 3 月 12 日に行われた勤務校の卒業証書授与式における国歌斉唱時に、上司である校長から受けた再三にわたる職務命令及び大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国家の斉唱に関する条例第 4 条に違反し、起立により国家斉唱をしなかったことを理由として懲戒処分（以下「原処分」という。）を受けた原告が、本市人事委員会に原処分の取消しを求める審査請求の申立てを行ったところ、原処分を承認する旨の判決があった。原告は当該判決を不服として、本市教育委員会に対し原処分の取消しを求めて訴えを提起したところ、令和 4 年 11 月 28 日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服として控訴したところ、令和 5 年 7 月 27 日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの。

2 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士法人色川法律事務所にも所属する弁護士ら（弁護士夏住要一郎及び弁護士加古洋輔）との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	2 点
	イ 法的な争点の難易度	2 点
	ウ 有利となる証拠	2 点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	2 点
	イ 書面作成等に要した労力	1 点
	ウ 尋問の実施に要した労力	1 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	10 点
	計算額 (5 万円 + 5 万円 × A 点 = B)	55 万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	68.75 万円

※ 本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25の率を適用する。

よって、謝金の額は687,500円（消費税別。税込額は756,250円）で支出手続きを行うこととする。